

一般社団法人那須野ヶ原青年会議所

会員資格規程

第1章 目的

第1条 本規程は本会議所会員の資格及び入会希望者の取扱いに関する事項を規程する。

第2章 入会

第2条 入会を希望するものは正会員1名の推薦を受け所定の入会申込書を理事会に提出しなければならない。

2 入会を希望する者は、本会議所の総会、もしくは、例会に1回以上出席し、かつ、理事長の主催するオリエンテーションを受ける事で、入会資格を得る事が出来る。

3 推薦者は、入会希望者が入会に至るまでの期間、できる限りの援助をしなければならない。

第3条 理事会は、第2条1項、2項を確認した後、次の理事会において入会の資格を得たものを審査し、入会の適否を決議する。

2 理事長は、前項での決議後、入会申込者に対し通知しなければならない。

第4条 入会を承認された者は入会金及び会費の納入をもって正会員となる。但し、入会承認後初めての例会日までに会費の納入をしない場合はこの限りでない。

第5条 会員の年会費は、認証伝達を受けた月からの月割りとし、100円未満は切り捨てる。

第6条 入会1年未満の者を新入会員とし、その配属については理事長が決定する。

第3章 資格

第7条 正会員は総会、例会及び所属委員会の委員長が主催する委員会に出席する資格を有する。

2 特別会員、名誉会員、賛助会員は、本会議所のあらゆる会合に参加出来る。但し、一切の表決権及び選挙権を有しない。

第4章 会費

第8条 会費は入会に際して入会金を納入し、毎年定められた会費を所定の期日までに納入しなければならない。

入会金	正会員	金 10,000円
会費	正会員(年額)	金100,000円
	特別会員(年額)	金100,000円
	名誉会員(年額)	金 10,000円
	賛助会員(年額)	金 10,000円

第9条 前条に定める年会費は、毎年1月末日迄に一括納入しなければならない。

第5章 会員の失格

第10条 定款第15条に定める行為のあった時は、総務に関する業務を受け持つ委員会が実情を調査して理事会に報告する。

第11条 年会費を所定の納期までに納入しない会員に対しては財務を担当する理事が、その会員に勧告を行い理事会に報告しなければならない。

第12条 総会並びに例会、及び委員会に対し無断で欠席が連続3回に及んだ会員の所属委員長は、会員に対して勧告を行い、勧告後1ヶ月以内に適切なる善処の意思表示及び行為のない場合は理事会に報告する。勧告を受けた理事会は、当該会員の過去の状況等を勘案し、理事会の議決により退会勧告を行う。

細則

第13条 本規程の施行に関する細則は、理事会の決議を以って定める。

附則

1 本規程は平成25年1月16日から適用とする。